

清末の修身教科書と日本

土屋 洋

【要約】 中国では十九世紀末から次第に国民教育の必要性が認識されるようになり、二〇世紀初頭の光緒新政時に近代の学校体系が整備されるにいたった。ここで国民教育の観点から中心的役割を担ったのは修身科である。本稿は、そこで用いられた小学修身教科書を通じて、当時求められた「国民」像を検討したものである。本格的な修身科導入に先立つ戊戌変法期の教科書では、徳育のなかに「天」が措かれることによって、天の下での平等や天賦人權を享受しうる市民的存在としての人間像が描き出されようとしていた。しかし光緒新政期の修身教科書にいたると、「天」が消し去られる一方、「国」が徳育の基礎に据えられ、国家への献身が期待される、きわめてナショナルな「国民」像が打ち出されるようになった。そして、この変化の背景には、修身教科書を媒介とした、日本の「教育勅語」からの影響が存在していたのである。

史林 八八巻三号 二〇〇五年五月

はじめに

一九世紀最末期から二〇世紀初頭にかけて、中国では大規模な教育改革が実施された。ここで目指されたのは、従来の科挙体制にもとづく一部のエリート養成という方から、義務教育を柱とし、広く学校を設けて大衆を教育するというあり方への変換であった。つまり、国民教育が目指すところとなったのである。そして、この「国民」の養成という課題を果たすために特に重視されたのが、当時新たに導入された修身科であった。修身科こそが他の学科に比して、「国民」

のあるべき姿を直接生徒に教授しうる重要な機会とみなされたのである。^①では、この修身科では当時、具体的にどのようなことが教授されたのだろうか。本稿では、この点を最も直接的に反映する初等学校用修身教科書の考察を行い、当時の主要な修身教科書の内容を明らかにしたい。^②これによつて、当時求められた「国民」像を浮き彫りにすることもできよう。^③

管見の限り、清末の修身教科書についての専論は、これまでのところ皆無に等しい。^④しかし、貴重な先行研究として、本稿も考察の対象とする商務印書館『最新修身教科書』および複数の国民読本、女子用教科書を分析したジョアン・ジャッジ氏の論考が存在する。氏は女性史の文脈から、清末の教科書が女性をいかに位置づけようとしていたのか、という点に主要な関心を向けるが、行論中、教科書に現れる「国民」像についても重要な指摘を行っている。すなわち、教科書で語られる「国民」は、「『ナショナル』であつても『シチズン』ではない」、つまり国民としての義務ないし国家への献身が強く求められても、市民的権利が賦与される存在ではなかった、と指摘するのである。^⑤

この端的な指摘は、清末の教科書に現れる「国民」像を的確に表現するものとして注目に値する。後述するように、二〇世紀初頭、光緒新政以降の修身教科書には、たしかに氏の指摘するような性格が認められるのである。もつとも、清末の教科書がなにもゆえにこうした性格を有するようになったのかという点については、氏の考察は十分とはいえず、あらためて検討を必要としよう。というのも、こうした背景的な考察を行うことによつてはじめて、その性格をより親切に理解することができるだろうからである。こうした考察を経ずにただ結果だけを見るのであれば、欧米流のシチズンシップからの偏差のみで、清末の「国民」像を一面的に評価することにもつながりかねない。

本稿では以上のような関心から、光緒新政期以降の修身教科書に焦点を絞りつつも、それをより長い文脈から考察するために、十九世紀末の戊戌変法期の教科書から見ていくことにしたい。後述の通り、実はひと足早く現れた戊戌変法期の教科書からは、光緒新政期以降の教科書とはまた異なる性格を見出すことができるのである。さらに本稿では、こうした性格の変遷をより広い文脈から考察するために、清末の教育改革と密接な関係を有した明治日本の修身教育に着目したい。

日本の修身教科書が清末の修身教科書とどのように関わり、またいかなる影響を及ぼしたのかを見きわめることがここでの課題となる。

なお、本稿が教科書の考察を行う上で、特にそこに現れる世界観の考察を軸に議論を進めていくことを付言しておく。清末の著名な思想家・政治家である梁啓超は、『新民説』(一九〇二)のなかで、「(人々は)天下あるを知りて、国家あるを知らず」と嘆いたが、当時人々の世界観は、伝統的な「天」の觀念にもとづく一元的な地上世界としての「天下」観から、熾烈な国家間競争のなかで、多くの国々から多元的に構成された「国家」にもとづく世界観へと急激に変化しつつあった^⑥。そして、この時期に「国民」の創出が熱烈に希求されたのも、もとよりこうした世界観の変化をその背景としていたのである。本稿が教科書中に現れる世界観に着目するのも、それを見きわめることが教科書の提示する「国民」像をとらえ返すことに直接つながると考えるからである。以下、こうした観点から、まずは戊戌変法期の教科書を見ていきたい。

① 「欽定学堂章程」(一九〇二)では、修身科を特に重視して次のように述べている。「中国聖經垂訓、以倫常道德為先。外国学堂於知育体育之外、尤重德育、中外立教本有相同之理。今無論京外大小学堂、於修身倫理一門視他学科更宜注意、為培植人材之始基」(「欽定京師大学堂章程」第一章第二節)。

② 筆者は新中国における教科書出版の中心である人民教育出版社の図書館において、清末以降の少なからぬ教科書ならびに教授書を閲覧する機会に恵まれた。本稿で使用する修身教科書は主に同館所蔵のものである。資料の閲覧を快く許可し、何かと閲覧の便宜を図って下さった職員の方々には、この場を借りて衷心より謝意を表したい。なお同館所蔵の教科書・教授書を中心とした目録に、北京図書館・人民教育出版社「民国時期総書目 中小学教材」(書目文献出版社、一九九五)

がある。

③ 当時の一連の学堂章程から「国民」像の分析を行う貴重な先行研究として、高田幸男「辛亥革命期における「国民」の創造——その初歩的考察——」(「近きに在りて」三九、二〇〇二)参照。

④ 清末の修身教科書に関しては、仲玉英「試評張元濟主編的『最新修身教科書』」(『出版史料』第一期、一九九〇)が本稿でも取り上げる商務印書館『最新修身教科書』について略述する以外、専論といえるものはない。ただ清末以降の教科書全般を取り上げた研究としては、王建軍「中国近代教科書發展研究」(広東教育出版社、一九九六)があり、修身教科書も含めて概説を行っている。また樟本照雄「初期商務印書館研究」(清末小説研究会、二〇〇〇)は、清末における教科書出版の中心であった商務印書館の創業から日本金港堂との合併時期

を詳細に跡づけ、同館出版の教科書についての具体的考察も行う重要な研究である。なお歴史教科書を扱った本格的な研究としては、最近田中比呂志「創られる伝統——清末民初の国民形成と歴史教科書——」（『歴史評論』六五九、二〇〇五）が発表されている。

⑤ Joan Judge 「改造国家——晚清的教科書与国民読本——」（『新史

学』十二卷二期、二〇〇一）、二四一—二五頁。
 ⑥ こうした清末における世界観の諸相を手際よく整理したものと、佐藤慎一「儒教とナショナリズム」（『中国——社会と文化——』第四号、一九八九）参照。

一 修身教科書の前身

中国における修身教科書の誕生は、直接的には新学制が成立し、修身科が正式科目として設置される光緒新政期を待たねばならない^①。しかし、戊戌変法期にはすでに国民教育の観点から初等教育用の新たな教材が求められるようになり、局地的に設置された新式学堂では、実際に初等教育を行うとともに、児童用教材の編纂に着手するところも現れた。修身教科書の前身といえる教材もここに誕生するのである。その劈頭にしばしば教えられ、当時の代表的教科書といえるのが南洋公学『蒙学課本』である。

南洋公学は今日の上海交通大学の前身にあたり、一八九六（光緒二十二年）年に盛宣懷によって設立された。そこでは師範院を設置するとともに、日本の付属小学校を模した外院が設置され、師範生をして児童一二〇名の教授にあたらせていた^②。この外院での授業に用いられた教材が『蒙学課本』である。これは一八九七年に師範生である陳懋治、杜嗣程、沈慶鴻、朱樹人等によって編纂された^③。筆者はこの初版本を目にしているが、一九〇二年に出版された『新訂蒙学課本』初編によれば、それは品詞ごとに字句を配列するもので、まずもって児童の初歩的な識字能力を養成するものであった^④。

一八九九年の『蒙学課本』第二次排印本は、一八九七年本の続編と考えられるもので、一冊二巻、巻一に二三〇課、巻二に三三課の全一六二課を収める^⑤。この書はごく初歩の識字能力を備えた児童が取り組むものとして編まれたようで、この書にいたって読みの物的内容、ひいては修身的内容を多く収めることとなる。のち一九〇三年に同書は大幅な改訂を経て、

『新訂蒙学課本』第二編として再版されるが、そこに付された「編輯大意」によれば（以下「編輯大意」）、収録される全一三〇課は「故事」六〇課、「物名実字」三〇課、「浅説瑣記」三〇課、「通用便函」一〇課から成り、さらに「故事」六〇課は、「德育」三〇課、「智育」十五課、「体育」十五課から構成したという。すなわち、ここに德育・智育・体育という三つのカテゴリーが学校教育の標準として提示され、「德育」が草創期の学校教育のなかに定位されたのである。

それでは『蒙学課本』が説く德育とはいかなるものだったのだろうか。この書は智育・体育とともに德育を提示するものであるが、まずはこの「德育」が中国の儒教的伝統における道徳とは一線を画すものであったことに注意しなければならない。というのも、そもそも教育をこうして德育・智育・体育の三位一体としてとらえる認識は、イギリスの哲学者・社会学者であるハーバート・スペンサーの『教育論——知育・德育・体育——』（*Education: Intellectual, Moral, and Physical, 1860*）に由来するからである。

スペンサー『教育論』は一八八一から八二年の間に中国に伝わり、上海の中国人牧師である顔永京によって一八八二（光緒八）年に抄訳された^⑧。梁啓超の『西学書目表』（一八九六）に見える『肄業要覧』がそれである。この書は徐維則『東西学書録』（一八九九）に「急ぎて読まざるべからず」と述べられる通り、当時非常に重視されたようで、その版本も上海排印本の他、湘学報本、西政叢書本、格致書室本、格致彙編本と数多く存在していた^⑨。こうした点から同書は、当時多くの知識人によって読まれたものと推測できるが、他ならぬ『蒙学課本』の編者もこの『肄業要覧』を読んでいたと断定できる。というのも、編者の一人陳懋治が同書の書後「書肄業要覧後」（一八九七）を著しているからである^⑩。

そもそもスペンサーが説く教育とはきわめて実用主義的なもので、ギリシャ語、ラテン語にもとづく古典的教養などは「ただ世人のその淵博を称うるを期するのみ」と徹底的に排撃するものであった^⑪。この書後において陳懋治が強調する点も、こうしたスペンサーの主張に他ならない。彼は士人たちの「文飾の弊」への深い嘆きを表明するとともに、現実に役立つ学問の振興を主張し、その反面古典教養に対しては痛烈な批判を浴びせた。陳懋治にとって重要なのはもはや「尊

古」ではなく「尊今」だったのであり、彼は古人を「嬰婣」に、今人を「成人」にたとえ、「願わくは世の士たる者、嬰婣の言を信じ、嬰婣の事を記して、その心智を闕るなかれ」と述べていたのである。

スペンサーに導かれた陳懋治の「尊今」的姿勢は、時を同じくして編纂された『蒙学課本』にも確実に反映されている。スペンサー『教育論』が科学を最重視したように、『蒙学課本』もその全篇に「格致」的内容をちりばめていたし、德育についても「編輯大意」で、「中土の固より有する所の者は、惟だ德育の一門のみ。然れども載籍の伝うる所は、或いは高遠に行いがたく、或いは簡淡にして味に乏し……、故に概して登録せず」と述べ、古典にもとづく伝統的德育とは明確に一線を画そうとしていた。実際『蒙学課本』では、本文中に古典をそのまま採録するということは全くなく、後述するのちの教科書とは好対照をなしていたのである。

では伝統的德育に依拠しなかった『蒙学課本』は、結局のところ何に依拠したのであろうか。「編輯大意」はさらに続けて、「およそ摺拾する所、大半、訳すこと西書よりし、やや点竄を加え、まます出づること臆撰よりする者あり」とこの間の事情を説明している。つまり、同書の大半は「西書」からの翻訳だったのであり、その德育も実は、多くを西洋読本に依拠するものだったのである。^⑩この点を実際、本文中でワシントンやフランクリンといった欧米の偉人伝が紹介されていることから容易に見て取ることができる。そしてここで特に注目されるのが、同書の訓えの根幹をなすべき世界観についても、西書を通じたキリスト教的世界観からの影響が存在していた、とみなしうることである。同書第一二八課は「敬天の道」を説いて次のように述べている。

万物は天に非ずんば生まれず、天道は善を賞めて悪を罰す。故に人はまさに敬天の道を知るべし。敬天なる者は、「隠れたるを索め怪しきを行う」「中庸……筆者」の謂いに非ず、また惟だ人事に於いてまさに為すべき所を尽くすのみ。若し人、不孝、不弟、不忠、不信にして、しかるに我れただ天を敬するのみと謂わば、たとい能く「戾」を免れんとするも、必ず得べからず。孔子の「罪を天に獲れば、祈る所無きなり」「論語」と曰い、また「民の義を務め、鬼神を敬してこれを遠ざく」「同」と曰うは、此れをこ

れ謂うなり。然れども人すでに悪を為し、或いは無心の失あれば、則ち過ちを改むること亟かならざるべからず。孟子の所謂「齋戒沐浴すれば、則ち以て上帝に事うべし」〔『孟子』〕なり。……苟くも悪を怙みて悛めずんば、天、未だこれに罰を降さざるべからず。

もとより「天を敬う」といつても、ここに引用するところはすべて儒教の經典であつて、なんらキリスト教に言及するわけではない。しかし、よく知られるように中国の儒教的伝統のなかでは、古代においてはともかくも、宗教的な人格神としての「天」という觀念は一般的ではなくなつていたはずである。⑮にもかかわらず、ここでことさらに宗教的神としての「天」を強調するのはなにゆえであるのか。これは何らかの意図があつたのことと考えるべきであらう。

ここでこの一文を、戊戌変法の立役者康有為による次の記述と重ねてみることは無駄ではあるまい。すなわち、彼は孔教の国教化を請願する奏稿中、「人は天に非ざれば生まれず、父に非ざれば生まれず、母に非ざれば生まれず」〔『穀梁伝』莊公三年〕、また「天は人の祖父なり」〔『春秋繁露』為人者天〕という言を引いて、「人、既に生む所を忘れず、その祖父を祀れば、また豈によりて出づる所を忘れて、天を祀らざるべけんや」と述べ、さらに『論語』の子路が天に祈ることを請うたこと、『孟子』の「悪人有りと雖も、齋戒沐浴すれば、則ち以て上帝を祀るべし」といった言を引いて、「然らば則ち、孔孟の大義は、人人の天帝を祭祀するを許せり」と述べていたのである。⑯

こうして康有為は人々が「天」を祀るべきことを主張したのであるが、この主張といえ、引用といえ、ここに先の『蒙学課本』の一文と相通じる内容を読み取ることはむしろ容易であらう。両者のねらいも近接してたと見ることができ、それでは、康有為が「天を祀る」ことを力説したねらいはそもそも何であつたのか。それは他でもなく、彼自身が同奏稿中で「基督の教人、皆な日び上帝を膜拜す」と述べていたように、キリスト教を参照した上で、儒教をそれに比肩しうる宗教に仕立て上げようとするためであつた。これは梁啓超が康有為を評して、「〔彼は〕欧州のキリスト教を尊ぶことが治強の本となつて」と誤認し、ゆえに、常に孔子をキリストと等しくしようとしたりと述べた通りである。⑰

そもそも『蒙学課本』の編者たちが教壇に立っていた南洋公学外院では、アメリカ人でメソヂスト派宣教師のジョン・ファアゲソン (John Calvin Ferguson 福開森) が監院にあたっており、公学の宗旨が「中体西用」にあつたにせよ、彼らにとつてキリスト教は身近な存在であつた。そうした環境にあつた彼らが、また多くの西洋読本を通じて、キリスト教的世界観を参照し、彼らの「徳育」を形成したとしても不思議はない。保守派であつた葉德輝は、「キリスト教の流入に伴い」先識の士わか謂えらく、孔子の教まさに寢息すること百年にして再び興らんとす、再興の日には、則ち諸教は皆な混一する所と為らん、と述べ、当時の「先識の士」が孔子の「再興」とキリスト教との「混一」を夢想していたことに批判的に言及しているが、『蒙学課本』の編者もまさにこうした「先識の士」の一人であつたといわねばならぬだろう。^⑭

さて、『蒙学課本』が「天」にもとづく世界観を構築した以上、それが説く人間像もその世界像と相応したものとなるはずである。康有為は「人は天に非ざれば生まれず」と万民が皆天の子であることを述べたが、この主張は勢い、彼の大同思想に「天民」としての天賦人權、天の下での平等という観念をもたらさずにはいなかつた。^⑮ この点『蒙学課本』にも同様の傾向を読み取ることができる。同書の第一二六課は次のように述べている。

世人の操とらの所の業、およそ以て人に益あるべき者は、即ちみな以て生を謀るべし。年少の人いづれの業を習わんと欲するか。まさにその性の好む所にして、利を獲ることやや多き者を択びてこれを為すべし。我が中国、さきに土農工商を分かちて四業と為す。士最も貴く、農工商これに次ぐ。その実、この四業なるは、みな世間の少くべからざるの事なり。まさに人の択びてこれを為すを聴きし、必ずしも貴賤を分かたざるべきなり。蓋し士に士の学あり、農工商に農工商の学あり。みな必ず勤苦して後ち業を成す。豈に自ら士たるを命じて、農工商たる者を輕視すべけんや。

四民平等を明快に説く本課の内容が、士大夫を中心とする既存の儒教秩序とは一線を画すものとして大いに注目される。^⑯ さらに、ここに先に見た「天」を万物の根源とする同書の世界観を重ね合わせるならば、同書が万民の天の下における平等、さらにそれに導かれる個人の解放・自立、つまりはシチズンシップの確立へと向かおうとしていた、と見ることも充

分に可能であろう。

以上のように、『蒙学課本』は「天」にもとづく秩序を構築し、それによって「シチズン」としての人間像へと向かう方向性を有していたと見ることができるといえる。実際に、南洋公学で学んだ若者たちは、のちに「自由」「平等」を高らかに叫んで立ち上がるのである。もつとも、同書の性格をこのように一面的にとらえることには慎重である必要がある。というのも同書は、例えば第一〇九課では「中国」のための「報仇雪恥」を求め、一方で国民としての「ナショナル」な人間像を強調していたのであり、また一方では、先に引用した第一二八課中で「不孝、不弟、不忠、不信」を戒めていたように、儒教的人倫秩序を否定するものでもなかったからである。この点を例えば、同時代の譚嗣同が『仁学』のなかで、同様に「天」にもとづく秩序を構想しつつ三綱五倫を攻撃したこと、また康有為が大同思想を展開させるなかで、家族や国家の解体にまで行き着いたことと比較するならば、あるいは『蒙学課本』が思想的にまだ発展途上にあつたとみなすこともできよう。しかし、そもそも戊戌期における一連の思想運動も、諸外国の侵略に対する危機意識のなかで醸成されたのであり、そうであつた以上、そこでいかに「天」にもとづくシチズンシップが求められようとも、本来的にナショナルな思想を抱え込まざるをえなかつたのである。そして、この点こそがのちの教科書におけるさらなる展開を準備するのでもあ

る。

① そもそも中国における学校教科書の起源は、一八七七年に全国各派の入華宣教師によつて組織された「益智書会」にしばしば求められる。同会ならびに関係の宣教師が編纂した教科書には児童用読本も存在し（王樹槐「基督教教育会及其出版事業」、『中央研究院近代史研究所集刊』第二期、一九七二）、これらがのちの教科書に与えた影響も予測されるが、残念ながら筆者はまだまだこれら読本を目にしていない。なお、益智書会の出版物を具体的に取り上げ、清末の教育界への影響を指摘するものとして、熊月之『西学東漸与晚清社会』（上海人民出版社

社、一九九四、四八四―四九二頁参照。

② 例えば康有為「奏請飭各省改書院淫祠為学堂摺」、「知新報」第六三三冊、一八九八。具体的な教材変革案を述べるものとしては、鄭觀應『盛世危言』（八卷本、一九〇〇）、「学校下」、康有為『日本書目志』（一八九七）、卷十、梁啓超「論学校五」（变法通義三之五、幼学）、「時務報」第十六―十九冊、一八九七。

③ 朱有職主編『中国近代学制史料』（華東師範大学出版社、一九八

六）第一輯、下冊、五〇八―五四八頁。

- ④ 筆者が目にした原本には編者の記載がない。国民政府教育部「教科書之発刊概況」（同編）「第一次教育年鑑」開明書店、一九三四、今蔣致遠編「中華民國教育年鑑」宗青圖書出版公司、一九九一）ならびに蔣維喬「編輯小学教科書之回憶」（『出版週刊』第一五六号、一九三五、今張靜廬「中国出版史料補編」中華書局、一九五七）はこれを陳懋治、杜嗣程、沈慶鴻（字は叔逸）等とし、陸費逵「論中国教科書史書」（『新新編』近代中国教育史料」第二冊、中華書局、一九二八）は朱樹人としている。陸費逵はこの書の出版を一九〇一年としており、あるいは後述の「新訂蒙学課本」を指しているとも推測されるが詳細は不明。

- ⑤ 「新訂蒙学課本」南洋公学第三次印、光緒二八（一九〇二）年一月。
- ⑥ 「蒙学課本」南洋公学二次排印、光緒二五（一八九九）年、上海圖書館藏。
- ⑦ 「新訂蒙学課本」南洋公学第四次印、光緒二九（一九〇三）年一月。
- ⑧ 「史氏新学記」、「湖学新報」第八―二八冊、一八九七―九八、前言。
- ⑨ 徐維則「東西学書録」巻一、学校第三。
- ⑩ 「実学報」第九、一〇冊、一八九七。
- ⑪ 「肄業要覽」格致書室本、二a頁。
- ⑫ 彼らが参照した西洋読本については、編者の一人朱樹人の訳による「巴黎書庫提要」（『実学報』第一、六冊、一八九七）よりその一斑をうかがうことができる。
- ⑬ 例えば宇野哲人「支那哲学概論」（一九三九、今同「中国哲学」講談社、一九九二）後篇第一章「宇宙論」参照。なおここでは、長く民間に流布していたいわゆる善書からの影響も考えられるが、それも後

述のキリスト教からの影響を排除するものではない。

- ⑭ 「請尊孔聖為国教、立教部教会、以孔子紀年、而廢淫祀摺」、「戊戌奏稿」（一九一）。ただしこれは偽作とされる。本稿では康有為の戊戌期における孔教論を厳密に考察することを目的としないため、敢えてこれを用いた。
- ⑮ 「清代學術概論」（一九二二）、「欲冰室專集」三四、五七頁。
- ⑯ 本章註③に同じ。
- ⑰ 「翼教叢編」（一八九八）、巻三、「葉煥彬吏部明教」。
- ⑱ こうしたキリスト教と儒教を融合させようとする試みは、当時の大華宣教師によっても、その信者拡大のために行われていた（顧長声「伝教士与近代中国」上海人民出版社、一九八一、一八六―一九四頁）。なお「蒙学課本」の編纂当時、イギリス浸礼会の宣教師・秀耀春（F. Hubery James）によって訳述された「養蒙正軌」（『万国公報』一一一、一二二冊、一八九九）は、ベスタロツチとフレールベルの伝記にもとづきつつ、児童教育のあり方を説くものであるが、これも両者の宗教教育者としての側面を強調し、「格致之学与道之原俱出於天」という彼等の言を引きつつ、この万物の根源を「上天之職、無声無臭」という「中庸」中の言によつて解説している。そして「学校之大原、在乎首正人心、若人心不存天理、則為名教之罪人」と述べ、教育の役割を人心に「天理」を抱かせることとするともに、それに倅れば「名教の罪人」とするのである。「蒙学課本」が儒教経典にもとづきつつ「天」を重視するのも、やはりこうした宣教師の著述からの影響を考えねばなるまい。
- ⑲ 例えば「国者合人民為国、人民者無間於男女者也。……即在大地統一之世、尚有天賦人權之義、女子亦当在天民之列、平等並立、以其才選共預公議、豈况国乎」、「夫凡人之生、皆出於天、故人無貴賤、莫非天民、各為独立、安有視為玩具者哉」（『大同書』戊部、婦女之苦總

論」といった記述を参照。

②③ 四民平等説は当時鄭観応（『盛世危言』「商戰下」）や梁啓超（前掲『論学校五』）によつて主張されていたが、その主張は「中体西用」観を掘り崩しうるものとして保守派からの批判にさらされている。

④『翼教叢編』巻四、「葉吏部非幼学通議」参照。

⑤ 一九〇二年、南洋公学の学生が「教習悍然以奴隸待学生、為種種之

二 清末の修身教科書

梁啓超は教育家としての康有為を評して、「国家主義」の欠如を大きな欠点として挙げていた。すなわち、康有為は個人主義と世界主義を重んじるあまり、熾烈な国家間競争の時代にあつて最も必要とされる国家主義をおろそかにしてしまったのだと①。この梁啓超の指摘は『蒙学課本』についても当てはまるものといえる。つまり『蒙学課本』が「天」を徳育のなかに据えた以上、「国」の価値は相対的に低下せざるをえなかつたのである。これと対照的に、光緒新政期以降に現れる修身教科書は、この「天」を消し去り、国家主義へと大きく軸足を移すものであった。

「欽定学堂章程」（一九〇二）および「奏定学堂章程」（一九〇四）によつて修身科が正式科目として設置され、同時に教科書の検定制が導入されると、民間の教科書編纂が奨励されるようになり、修身教科書も次第に編纂されるにいたつた。

こうして一九〇六年には学部の検定を経て、まず四種の教科書が初等小学用修身教科書として指定された。その四種とは、① 商務印書館編訳所編『最新初等小学修身教科書』上海商務印書館、全一〇冊、光緒三二（一九〇五）年一月初版（以下『最新修身』）、同『最新初等小学修身教科書教授法』全一〇冊（以下『教授法』）

② 莊兪著『初級蒙学修身教科書』文明書局、全一冊、光緒二九年一〇月初版

③ 蔣黼編『蒙学修身書』全一冊、出版社・出版年不明

東縛、総辯復頑鈍、欲抑制学生言論之自由」を理由に、一斉退学事件を引き起こしたことを指している（『南洋公学学生出学始末彙記』、『新民叢報』第二二号、一九〇二）。『新民叢報』は彼らの行動を「民権萌芽の歴史」と評し（『国聞短評』、同前）、一方張之洞に近い繆荃孫は南洋公学の「流弊」をふまえて、学堂での「自由平権の邪説」を押しさえ込む必要性を訴えている（同『日遊叢編』序、一九〇三）。

表 商務印書館『最新初等小学修身教科書』各課標題

	第一冊	第二冊	第三冊	第四冊	第五冊	第六冊	第七冊	第八冊	第九冊	第十冊
第一課	儀容	清潔	家庭	節儉	立志	敬祖	孝行	家庭	祖先	愛国
第二課	学規	衛生	祖先	貯蓄	剛毅	貞操	兄弟	婦行	自立	公益
第三課	遊戯	勤学	友愛	廉潔	習勤	挾交	夫婦	宗族	慎独	公德
第四課	慈猴	強勉	友愛二	堅忍	戒矜	篤厚	整潔	朋友	改過	責任
第五課	孝猴	好問	敬身	自奮	敬慎	寬恕	自立	郷党	勤勉	義勇
第六課	殷子徵	改過	修省	知恥	制慾	忠義	堅守	交際	勇敢	公平
第七課	王延	朋友	謹慎	節操	慎言	礼讓	守礼	公平	淡泊	忠実
第八課	劉勤	慎交	嚴整	貞孝	戒輕薄	廉恥	服善	信実	安分	孝行
第九課	鶴雛	守信	堅定	信義	信実	剛直	行恕	温厚	自守	兄弟
第十課	徐湛之	正直	專心	勇敢	忠実	撰生	信義	寬容	剛直	師友
第十一課	孔融	敦厚	節慾	礼讓	修省	戒浮華	報德	謙虚	夫婦	克己
第十二課	張良	師弟	尚武	威儀	不辱己	力行	博愛	沈著	朋友	寬容
第十三課	狐与鶯	謹厚	戒迷信	循序	不陵人	慎密	義侠	進取	平和	修省
第十四課	許衡	敬事	行恕	宗族	公平	敬事	知足	求己	協和	正直
第十五課	邱養浩	戒妄費	誠実	自立	郷党	博愛	廉潔	克己	勤儉	誠信
第十六課	蕭通欣	自立	篤厚	公德	公益	戒迷信	戒虚飾	尚武	義侠	修整
第十七課	孫叔敖	公德	謙讓	興益	報德	自重	責任	惠恤	愛物	教育
第十八課	兔与龟	不苟取	寬容	慈善	敬師	果敢	義勇	守法	立身	男女
第十九課	馬援	專一	戒虐生物	合群	孝行	辨義利	愛国	国民	立功	国民
第二十課	胡敬齋	子道	借物	愛国	守法	治産	愛国二	国民二	報国	躬行

（出典） 商務印書館『最新初等小学修身教科書』第一冊光緒三十二年十三版、第三冊光緒三十二年六版、第四冊光緒三十二年五版、第五冊光緒三十二年四版、第六冊光緒三十二年五版、第七冊光緒三十二年四版、第八冊光緒三十二年四版、第九冊光緒三十二年三版、第十冊光緒三十二年三版、商務印書館『最新修身教科書』第二冊光緒三十二年十四版。

④ 陸基著、董瑞椿校補『蒙学経訓修身教科書』文明書局、全一冊、光緒二十九年初版である。③として、このなかでも最も広く普及し、のちの教科書への影響も大きかったのは、何と云っても①の商務印書館『最新修身』である。商務印書館の「最新」教科書シリーズは、「盛行すること十余年、行銷すること数百万に至る」といわれ、まさに清末を代表する教科書であった。そのなかでも中心的位置を占めたのが、この『最新修身』である。同書は奥付の記載によれば、商務印書館編訳所によって編纂、張元濟・蔡元培・高鳳謙によって校訂がなされた。当時商務印書館では、教科書編纂に合議制が採られており、同書も編訳所所員の共同編纂の上に成ったのである。ただし、当時蔡元培は『中学修身教科書』を、高鳳謙は高等小学用『最新修身教科書』を担当していたため、『最新修身』は主に張元濟によって編纂されたと考えられることができる。⑤張元濟は戊戌政変で官界を

追われたのち、南洋公学訳書院主任等の職を経て、一九〇二年に商務印書館に入館、その翌年からは編訳所所長にあつていた。

『最新修身』の一見して気づく大きな特徴は、その形式が非常に整っているということである。五年制の課程に適合し、豊富な挿絵、大きく読みやすい文字、加えて教師用の教授書である『教授法』や掛図まで備わるといふ周到さは、従来の教科書には見られないものであった。同書が好評を博した理由も第一にここに求められるであろう。

さらに同書の周到さは、表面上だけでなく、内容上の体系的の高さにおいても認めることができる。すなわち同書は、第一冊の一部を除いて、いわゆる「徳目主義」にもとづいて編纂されていた。これは模範とすべき人物に従って編纂される「人物主義」とは異なり、教えるべき徳目に従って編纂されるもので、各課の標題には人名ではなく徳目が示される（表）。そして同書では、それらの徳目がさらにくつつかの上位カテゴリーに分類されている。各冊に記される「編集大意」は、そのカテゴリーを「学規」、「孝弟」、「家庭」、「立身」、「処世」、「修己」、「合群」、「愛国」等と示しているが、要するに「立身」「修己」という個人に関するもの、「孝弟」「家庭」という家庭に関するもの、「学規」という学校に関するもの、「処世」「合群」という社会に関するもの、「愛国」という国家に関するもの、と大別できる。つまり『最新修身』では、全二〇〇課の各徳目が、個人・家庭・学校・社会・国家という五つのカテゴリーによって分類・構成され、全体的な秩序・体系的が保たれていたのである。しかも各徳目はその排列も無秩序になされるのではなく、「循環教案法」と同書で述べられる方法にもとづいていた。すなわち、児童にとつて身近な家庭・学校ないし個人に属する徳目からはじめて、順次社会、国家に属する徳目へと進んでいき、そしてそのサイクルが各学年で繰り返されるのである。こうして児童に単調さを感じさせることなく、それでいて毎年の繰り返しによる児童の脳裏への定着が図られたのであった。

このように『最新修身』は、その全体が個人↓家庭↓学校↓社会↓国家と展開する構成によって成り立っていたわけであるが、そもそもこの構成は中国の古典にもとづくものであった。すなわち同書は、「修身」という語の典拠である『大

『学』の八条目、特にその後半の「修身、齊家、治国、平天下」に示される、身↓家↓国↓天下と連続・拡大的に展開する秩序に依拠していたのである。これは同書の『教授法』が「処世の道は、齊家に始まる」（第三冊第一課）、「国を治めんとすれば必ず先に家を齊え、身修まれば則ち家斉う」（第八冊第一課）等と随所で述べていたことからうかがうことができる。つまり同書では、この『大学』の一節がちょうど綱領としての役割を果たしていたのである。

さらにこの点に関して、同書の際立った特徴として、各課の本文はほすべてが中国の古典を典拠としていたことを挙げておきたい。これらの典拠は経書に限られず、史書をはじめ諸子、文集にいたるまで多岐にわたっているのが、中国の故事・古言であるという点で共通している。しかもその引用の多くは原文に忠実で、従来の教科書が西洋の故事・格言等も採り入れ、中国の古典から引用しても多分に簡略化していたのと比べ、大いに様相を異にしていたのである。

このように『最新修身』は、儒教の代表的經典である『大学』の一節を綱領とし、また本文のほほすべてが中国の古典からの引用と、従前の教科書と較べて伝統的色彩がより濃厚であったと認めることができる。ではこのことは果たして、同書が中国の伝統的徳育の延長線上にそのまま位置することを意味するのであろうか。結論的に行うのであれば、同書における伝統性はあくまでもあらためて「発見」されたもの、と考えるべきである。張元済は商務印書館入館当初に次のように述べていた。

中国は開化すること甚だ早く、国を立つることすでに数千年なれば、また自ずからその学ばざるべからざるの事あり。何ぞ必ずしも己を捨てて人を芸とせん。窃かに謂えらく、今日学を設くるもまた直しくこの意を抱定し、必ず中国人と爲るを学び、外国人と爲るを学ばざれ、と。然れどもまた中学を体と爲し、西学を用と爲すの謂いには非ざるなり。吾が儒の言う修齊治平は寧ろ用に非ざるか、西儒の言う physics and philosophy は寧ろ体に非ざるか、これを之れ膚論とするは、吾れ未だ敢えて信ぜず。吾れの意は、泰西の種種の學術を取り、以て吾が國の民質、俗尚、教宗、政体と相い調劑を爲し、腐儒の陳説を掃きて、振るいて吾が國民の精神を新たにせんと欲するに在るのみ。^④

このように張元済は「中国人」を育てる必要性を強く認識し、それゆえに「中学」の教授をこうして訴えたのであった。『最新修身』が「修身、齊家、治國、平天下」を掲げ、その本文にことさら古典を引用したのも、この点から理解することができる。ただしここで述べられるように、この主張は決して伝統の延長としての「中体西用」観にもとづくものではなかった。それどころか張元済にとって、「修身、齊家、治國、平天下」はもはや「用」として補足的に利用されるものでさえあったのである。これは彼のいう教育が、表面上は「中学」による伝統的色彩が保持されていたとしても、その内実は“physics and philosophy”に示される西洋の哲理、つまり「西学」に他ならなかったことを意味しよう。要するに、『最新修身』が『大学』をはじめとする古典によつて伝統色を強く打ち出したのは、「中国人」としてのナショナル・アイデンティティーを構築するための手段だったたのであり、それそのものが目的では決してなかったのである。

そもそも張元済のように、『大学』の教えと「西学」を接合しようとする試みは、清末以降、いくつかその例を見ることができる。張元済との関係も深かった嚴復は、早に「原強」(一八九五)において、スペンサーの社会学が「誠正修齊治平の事」と期せずして一致していると指摘していたし、また『倫理教科書』(一九〇六)を著した劉師培も、そこで西洋の倫理学を『大学』の八条目になぞらえて説明していた。^⑧そして、こうした流れに沿って、『大学』八条目の重要性を最も鮮明に謳ったのが晩年の孫文である。周知の通り、「散砂」である人民をいかにして「国族(民族)」として凝集させるか、という問題に腐心していた孫文は、その「三民主義」講演(一九二四)のなかで、中国固有の道徳・知識を「呼びさまさなければならぬ」と強調し、『大学』の八条目、特にその後半部「修身、齊家、治國、平天下」をすぐれた政治哲学として称揚したのである。^⑨中国にはただ家族主義と宗族主義があるだけで国族主義はない、と嘆く孫文にとって、まさにこの身↓家↓国と連続的に拡大・発展していく『大学』の秩序は、強固な団結力をもつ家族、宗族を基礎にその団結を国家にまで拡大させるためのうつつけのものであり、また「国粹」として人々のナショナル・アイデンティティーを喚起するにも充分であった。こうして『大学』八条目は、孫文によつて鮮明に、近代ナショナリズムの言説として「再発見」

されるにいたったのである。「中国人」としてのアイデンティティを養いつつ「国民の精神」を新たにすることを求めた張元済が、『最新修身』において『大学』を綱領として掲げたのも、こうした流れのなかで理解することができよう。

さて、このように張元済が「中国人」の養成を重視した以上、『最新修身』からは「平天下」の段階に位置する世界に關する徳目を見出すことができない。この点、「外国の人に遇うといえども、またまさに敬愛すべし」と、外国人を含む博愛精神を掲げていた『蒙学課本』（第八一課）とは様相を異にしていた。孫文においては「大同の治」を見通していなかったわけではないが、しかし「三民主義」講演当時、「新青年」たちが主張していた「世界主義」に対して彼は、それは「形を変えた帝國主義」であり、「虐げられた民族が口にすべきことではない」と断固拒否したのである。『最新修身』が編纂された当時も、列強による侵略は深まるばかりで、当時の知識人にとっては「救亡」こそが時代のテーマであった。こうした状況下に、よもや「天下を平らかにす」などと口にはできなかったであろう。『最新修身』がたとえ「修身、齊家、治國、平天下」にもとづいていたとしても、「天下」、さらにはそれを導く「天」について語られることはなかったのである。

こうして「天」「天下」が捨象され、「國」が最上位に置かれると同時に、「身」「家」もそれぞれのものが目的化されることなく、「國」に従属する手段へと化していった。そもそもこの『大学』に示される秩序構造においては、国家と社会が分離して互いに制御しあうという西洋流の二元的対立関係は生じえない^①。つまり、個人から国家までが同心円的な拡大として一直線に結ばれ、堅牢な国家主義体制が築かれるのである。孫文が講演中、「民権主義」を説きながらも、自由・平等の制限されるべきことを強く主張したように、この構造は個人の権利を抑制するように機能するものであった。こうして『最新修身』では、いかに家族の大切さが述べられ、また繰り返し個人の自立が説かれようとも、それらはすべて国家へと還元されることとなる。同書の第七冊第一九課「愛國」は、斉の田常が魯を攻めようとした際、孔子が「魯は父母の國なり。救むざるべからず」と子貢を派遣して阻ませたという故事（『孔子家語』卷八、屈節解）、さらに公輸盤が楚のた

めに兵器を造つて宋を攻めようとした際、墨子がそれを阻んだという故事（『墨子』卷二三、公輸）の二篇を本文として掲げ、それを『教授法』で次のように解説している。

孔子は魯の人なり。故に魯は父母の国と為す。父母の国にしてまさに人に伐たれんとするは、則ち父母のまさに人に殴られんとするが如し。急ぎてこれを救わんと思わざるべけんや。墨子は宋の人なれば、則ち宋は即ち墨子の父母の国と為す。そのまさにこれを救うべきや、孔子と同じ。故に孔墨の道同じからざるといへども、しかれどもその父母の国を愛するは則ち一なり。今、諸生はみな中国人たれば、則ち中国は即ち諸生の父母の国なり。この時校に在るは論ずる無く、たとい異時他国に留学せしも、また必ず時時その父母の国を愛するを以て心と為し、しかも永久に変わらざれ。これを知る者は乃ちこれを國民と謂うべし。乃ちこれを愛國の國民と謂うべし。

『最新修身』ではこれ以外にも随所で、こうした国家を家族になぞらえる言説、あるいは「孝」を「愛國」に結びつける言説を見ることが出来る。そしてここから、個人と国家との切り離すことのできない関係性を述べるのである。つまり同書では、強固な結合体であつた家族をもとに、それを國家にまで拡大させる「家族國家」観が採用されていたのである。こうした國家観はいうまでもなく、個人に対して國家との運命的といえる一体感を喚起し、國家への自発的かつ無条件の貢献を促さずにはいない。ここに「國」はもはや朝廷の意を超えて、愛すべき自らの家族となつたわけである。さらにこうした私的領域と公的領域が未分化で一体化した國家観のもとでは、先述の通り、國家から独立して私的権利が確立されることもない。つまりここには、市民社會の形成へと向けて、シチズンシップが確立される余地は生じえないのである。こうしてここに、「ナショナル」であつても「シチズン」ではない「國民」像が生まれるにいたつたのである。

以上、商務印書館『最新修身』について見てきたが、同書以降も少なからぬ修身教科書が出版されている。代表的なものとして、

① 張繼良・劉永昌編『初等小学修身課本』中国圖書公司、全八冊、光緒三三（一九〇七）年初版（以下『修身課本』）

② 学部編訳図書局編『初等小学修身教科書』学部、全一〇冊、光緒三十三年初版（以下『修身教科書』）

③ 黄守孚・戴洪恒編『小学教科初等修身』集成図書公司、全八冊、光緒三四年初版

を挙げることができる^⑩。なかでも特に有力だったのが、商務印書館の強力なライバルとして現れた中国図書会社の『修身課本』、および国定教科書となるべく学部によって編纂された『修身教科書』である。もともと先述の通り、当時の『最新修身』の影響力は大きく、後続の教科書は形式的にも内容的にも『最新修身』の多くを踏襲しており、この両者についてもそれがあてはまる。

この点はまず両者の全体の構成からうかがうことができる。『最新修身』同様、両者ともに徳目主義に依拠しており、さらに徳目の分類についても、中国図書公司『修身課本』では、その教授書『初等小学修身教授本』第一冊「編集大意」に「学校、家庭、社会、個人、国民」の五項目にもとづく旨が記され、学部『修身教科書』も同様に、各冊に付された「凡例」でその冊のどの課が「己身」「家庭」「学堂」「社会」「国民」のいずれに対応するのかが一々示されており、両者ともに全体がこの五項目から構成されていたことをうかがうことができる。

個々の内容についても、『修身課本』の本文が『最新修身』に比べてより簡明になり、また西洋の偉人伝や創作とarki 話が少ないから目に見られるようになったが、依然中国の故事を題材としたものが多くを占め、ナショナルイデオロギを打ち出している点『最新修身』と異なるところがない。学部『修身教科書』はこの点より明瞭であり、その宗旨に「既に我が数千年の立国の精神を保存せんことを思い、また近世教育の国民の主義に吻合せんことを期す」と述べられる通り、「数千年」の伝統性を保存しつつ、国民主義を推進しようとしたことが示され、『最新修身』と軌を一にするものであった^⑪。

このように官製教科書であろうと民間の教科書であろうと、両者の間に本質的な差異を見出すことはできない。もとより、一九〇六年に宣示された「教育宗旨」の筆頭に「忠君」が掲げられたように、清朝による教育改革のねらいは皇帝権

力の強化を柱とする王朝体制の維持にあつたといえ、学部教科書にはこうした清朝の保守的性が反映されていると考えることができる。しかし実際のところ、『修身教科書』第六冊第一八課「愛国」では、その愛すべき「国」とは、「五千年前」より「世世相い伝わり、以て吾が身に及ぶ」「中国」とされるのであり、それが個人に対して運命的・一体的なものと感じさせる共同体ではあっても、もはや狭く清朝を指すものではありえなかった。同時に、その「己身」「家庭」「学堂」「社会」「国民」という構成に示されるように、もはや学部の教科書といえども「天下」および「天」について語られることはなかつたのである。このことは先の「国民の主義」が重視された結果に他ならないが、しかしこれは清朝にとつて自殺行為ともいえる一大転換を意味しよう。というのも、こうして「天」「天下」が捨象されることによって、もはや天子は天子たりえなくなるからである。たとえ清朝が「忠君」を強調したとしても、もはや「天」によって与えられる正統性を失つて、皇帝はいかにしてその権威を保てるのであろうか。この点『最新修身』は、皇帝の専制も「国民の公意」をおよそ反映しているとし、また『修身課本』は「皇上の勤勞は実に人民に百倍す」として、ともに「忠君」を是認していたようだが、これらはいかにも苦しい。日本の天皇のように「万世一系」という神話を掲げ、血統による権威づけを行えるならまだしも、異民族王朝で三〇〇年の歴史を有するに過ぎない清朝の皇帝がそれを行うことは困難であり、かといって立憲制のような世俗の君主としての権力の正当化根拠を早急に整備することもできなかつた清朝は、結局、権威の積極的根拠を示すことができないまま、その終焉を迎えるのである。

① 「南海康先生伝」（一九〇一）、今『飲冰室文集』六、六六頁。

② 『奏定学務綱要』、「採用各学堂講義及私家所纂教科書」等。当時の検定制度については前掲『中国近代教科書発展研究』一五八―一九〇頁が詳しい。なお「欽定学堂章程」発布後にも、ひとまず京師大学堂によって各学堂の暫用教科書が示されている（『暫定各学堂応用書

目』京師大学堂刊本、光緒二八（一九〇二）年。ただしここで「修

身倫理」の教材とされたのは、中等教育以上の翻訳教科書を除くと古典ばかりで、この段階ではいまだ新たな教材編纂の進んでいなかったことが知られる。「字課作文」教材のひとつには無錫三等公学「蒙学読本全書」が指定されており、同書は修身教材も含むが、これについては後述。

③ 学部「学部第一次審定初等小学暫用書目」、光緒三二（一九〇六）

年。書誌の記載は①②は原本（第一冊）により、③④は学部同書所収の「提要」ならびに前掲「教科書の発刊概況」に拠った。①は別に『最新修身教科書』全一〇冊、光緒三十一年一〇月初版があるが、内容上の異同はない。

- ④ 前掲蔭維喬「編輯小学教科書之回憶」。
 汪家焯「蔡元培和商務印書館」（商務印書館九十年「商務印書館、一九八七）、前掲仲玉英「試評張元濟主編的『最新修身教科書』」。また「商務印書館圖書目錄（一九八七—一九四九）」（商務印書館、一九八二）附録の「商務印書館歷年出版小学教科書概況」（一九三五）は、『最新修身』を張元濟編としている。
- ⑤ 張元濟「答友人問學堂事書」、「教育世界」第二〇号、一九〇二。なお「張元濟詩文」（商務印書館、一九八六）もこれを収録するが、字句・句読に誤りがある。
- ⑥ 「原強」、今王斌主編『嚴復集』（中華書局、一九八六）第一冊、六頁。
- ⑦ 「倫理教科書」第一冊第一課、「劉申叔遺書」所収。
- ⑧ 「孫中山全集」（中華書局、一九八六）第九卷、二四七頁。なお『大学』八条目の近代的意義およびその孫文思想との関連を説くものとして、島田慶次「修身・齊家・治國・平天下」、同「孫文の儒教宣傳の動機論をめぐって」（今とともに同「隠者の尊重——中国の歴史哲學——」筑摩書房、一九九七）参照。
- ⑨ 前掲「孫中山全集」、二二三、二二六頁。
- ⑩ 村田雄二郎「二〇世紀システムとしての中国ナショナリズム」（西村成雄編『現代中国の構造変動 3 ナショナリズム——歴史からの接近』東京大学出版会、二〇〇〇）、四七頁。
- ⑪ 初版の出版年については各書の第一冊が欠本のため、前掲「教科書の発刊概況」および他の冊（教授書を含む）の記載に拠った。⑫は

「初等小学修身教科書」（一九〇七）と「初等小学堂五年完全科修身教科書」（一九〇九）の二種があるが、これは一九〇九年の初等小学堂章程の改訂で五年制の完全科と三年あるいは四年制の簡易科の区分が導入されたことによる。両者の内容は筆者が対照しえた限り大きな異同もなく、ここでは前者で代表させておく。なお同書の編者は董瑞椿である（学部編訳図書局備覧、「学部官報」第六九期、一九〇八）。なお⑬は教授書である「小学教科初等修身教授案」が現存するのみで、教科書そのものは未見。よって正確な名称は不明。

⑬ 「奏頒布初等小学教科書摺」、「学部官報」第二三期、一九〇九。なお学部は中国図書公司「修身課本」の検定に際し、教授本「編輯大意」中の「際此時代、新道德未成、旧道德已喪」という記述を「不知道徳古今唯一、並無所謂新旧」と激しく批判し、改正を命じている（上海中国図書公司呈初等小学修身教授本及課本請審定批」、同前第一〇七期、一九〇九。このことは学部がより一層伝統性を重視していたことを物語っている）。

⑭ 「請陳教育宗旨摺」、「学部奏咨輯要」卷一。なお「教育宗旨」では、「忠君」以下、「尊孔」「尚公」「尚武」「尚美」が掲げられる。

⑮ こうした問題について、「天」にもとづく君権の清末立憲運動中における変質を説く村田雄二郎「中国皇帝と天皇——一つの比較視座——」（山内昌之・増田一夫・村田雄二郎編「帝國とは何か」岩波書店、一九九七）参照。

⑯ 「教授法」第八冊第一八課「守法」では、特に「注意」という項目を設けて、「専制政体、其立法権雖在政府、然政府亦大抵採國民之公好公惡而定之、故亦不至大悖於國民之公意」と注記し、苦しい表現ながら皇帝による専制を認めている。「修身課本」については「初等小学修身教授本」第四冊第十一課「愛君」。なお学部「修身教科書」については、筆者が目にした第六冊までに君主についての徳目を見出

することはできない。しかし「教育宗旨」に「忠君」をうたった以上、それが教科書に反映されなかったとは考えにくい。

⑩ 前掲学部「請陳教育宗旨摺」には、「日本之教育所切実表彰者、万世一系之皇統而已。我朝深仁厚沢、漸被歴數百年」と見える。のち一九〇八年に示された「憲法大綱」では、「大清皇帝統治大清帝国、万

世一系、永永尊戴」と述べられたが（故宮博物院明清檔案部編『清末籌備立憲檔案史料』中華書局、一九七九、上冊、五八頁、一九二一年の「君主立憲重要信条」では「大清帝国皇統万世不易」と改められており（同前、一〇二頁）、この点の表現に苦心した跡が認められる。

三 清末の修身教科書と明治日本

これまで見てきたように、戊戌変法期から光緒新政期へといたる過程で、修身教科書はナショナルな性格を強く打ち出すものへと変貌を遂げていった。もとよりこの変化の背景には、当時切実に「救亡」が希求されたという事情が存在しよう。しかし一方で、その「救亡」に具体的なかたちを与える契機もまた必要であったにちがいない。以下ではその契機を、光緒新政に圧倒的影響を与えた明治日本との関係のなかに探ってみよう。ここから清末教科書のナショナルな性格の由来をより広い角度から理解することが可能となろう。

日本の修身教科書は、一八七二（明治五）年の学制発布に前後して、箕作麟祥訳『泰西勸善訓蒙』（一八七二）、福沢諭吉訳『童蒙教草』（一八七二）といった開化・啓蒙的性格の強い翻訳教科書が登場したことでその幕が開かれた。しかしこうした翻訳教科書の時代は長く続かず、急速な欧化風潮の反動として待講元田永孚の起草による「教学大旨」（一八七九）が下されると、道德の学は孔子を主とすることとされ、以後元田の編纂による宮内省『幼学綱要』（一八八一）や文部省『小学修身書』（一八八三）に代表される儒教主義教科書の時代を迎えることとなる。さらにこののち一八八六年には、時の文相森有礼によって国家主義的立場からの教育改革が断行され、教科書は検定制の時代へと進み、一八九〇年にはこうした国家主義的趨勢と儒教主義的趨勢が合流するかたちで「教育勅語」（以下「勅語」）が渙発されるにいたった。^⑪

「勅語」は井上毅、元田永孚、中村正直の三者によって起草されたが、注目すべきは、その起草段階で「天」「神」を

人倫の柱とする中村案がまず却下され、次に儒教的色彩が濃厚であった元田案も直接的な採択にはいたらず、最終的に井上の「国体」を教育の根幹とする案をベースに、元田の全面的な協力を得て成立した、ということである。^②つまり「勅語」は、中村案による啓蒙主義的徳育観を排除し、井上の国家主義的徳育観をもとに、元田の儒教主義的徳育観を組み込んだ上で成立したのであった。このことは「勅語」の公式注釈書といえる井上哲次郎『勅語衍義』（一八九二）が、「勅語」の要諦を端的に「孝悌忠信、共同愛國ノ主義」としたことによく示されている。^③そしてここで重要なことは、この儒教主義と国家主義の融合こそが、井上によって「国君ノ臣民ニ於ケル、猶ホ父母ノ子孫ニ於ケルガ如シ、即チ一國ハ一家ノ拡充セルモノ」と述べられるように、儒教的家族倫理を国家にまで拡大させる「家族国家」観を「勅語」に賦与することになった、ということである。^④

この「勅語」の「家族国家」的性格は、清末の修身教科書の特徴的性格をすでに表現しているようだが、「勅語」渙発以降の日本の教科書をさらに見ていくならば、その清末教科書に与えた影響をよりはつきりと見出すことができる。井上頼圀『尋常小学修身書』（一八九三年再版）教師用書卷一の例言は、「勅語」渙発以降の多くの修身教科書に共通する特徴的な編纂方針をよく示しており、そこには次のように見える。

本書編纂ノ要綱ハ。……勅語ノ順序ヲ追ヒ。道徳ノ部類ヲ分チ。尚ホ教則大綱第二条ニ示サレタル八箇ノモノヲ標準トシ。又之ヲ區別シテ。実習ニ適切ナラシメタリ。例ヘバ。自己ニ属スルモノニハ。勤学、開智、恭儉、誠実、勇氣及ビ摂生ノ類ヲ掲ゲ。家族ニ属スルモノニハ。孝悌、友愛、信実、及ビ仁慈ノ類ヲ掲ゲ。国家ニ対スルモノニハ。忠節、愛國、義勇及ビ遵法ノ類ヲ掲ゲ。社会ニ対スルモノニハ。公益、博愛、交際、礼敬、導師及ビ廉恥ノ類ヲ掲ゲルガ如シ。而シテ毎卷。之ヲ平等ニ配置シ。一方ニ偏倚セシメザルニ注意セリ。^⑤

このように「勅語」以降の日本の修身教科書は、「勅語」の「孝」「友」に始まり「義勇」にいたる各徳目、および「勅語」を受けて公布された「小学校教則大綱」（一八九二）に示される徳目（孝悌、友愛、仁慈、信実、礼敬、義勇、恭儉、尊王

愛國)に依拠した「徳目主義」によるものが多くを占めたのであり、さらにその徳目が「自己」「家族」「社会」「国家」というカテゴリーに分類され、各巻毎に繰り返されるという、清末の修身教科書に見られた特徴をすでに備えるものであった。つまり、「天」を捨象して「国」を頂点とする清末の修身教科書のルーツは、他でもなくここに存在していたのである。^⑦

さて、すでに多くの研究が示す通り、日清戦争の結末は、中国の知識人に深い衝撃とともに日本への関心を惹き起こし、以後、翻訳書、留学、視察団の派遣、お雇い教習等を通じて、両者の関係は次第に深まっていった。^⑧ 二〇世紀に入るとこの流れはいっきに加速し、当時の清朝による教育改革には明治日本の教育体系が巨大な影響を与えたのである。日本の修身教科書も、こうした流れのなかで中国の教科書に影響を及ぼしていった。注目すべきは、ここでの影響がたんに技術的・制度的側面に限られていたわけではなく、「勅語」という近代日本の精神的支柱までもが、修身教科書を媒介としながら清末の教育に影を落としていったことである。

日本の教科書が中国に影響を及ぼした早い例で、今日確認できるものには、康有為の『日本書目志』(一八九七)がある。同書は膨大な数の日本書を取録するもので、特に教育関係の書籍を集めた巻十「教育門」には、彼が分類する「修身書小学校用」だけに限っても一〇〇点を著録していた。その規模は日本の教科書が中国に与えた影響を考える上で見逃せないが、しかし、まもなくして変法運動は潰え、康有為が亡命を余儀なくされるなかで、このおびただしい数の教科書の紹介が中国での教科書編纂に反映された様子を見出すことはできない。^⑨ 先述の『蒙学課本』にしても、日本の教科書からの影響は特に認められず、むしろ欧米の宣教師からの影響が強く認められるものであった。日本の教科書への関心が本格化するのには、二〇世紀初頭の光緒新政期を待たねばならない。^⑩

二〇世紀に入って、日本の教科書に大きく着目した最初の人物は羅振玉である。彼は一九〇一年に中国で最初の教育専門雑誌『教育世界』を創刊し、そこで日本の教育法令や教育関係書籍の翻訳を多数掲載して、日本の教育制度導入に先鞭

をつけた。^⑧さらにそれからまもなく、張之洞および劉坤一の要請を受けた彼は、教科書の蒐集・視察を目的とした二か月にわたる日本への考察旅行を行っている。^⑨彼の考察日記によれば、教科書編纂をめぐって、文部省編集局長、台湾総督府初代学務部長を歴任し、当時国定修身教科書の調査委員も務めていた伊沢修二との往来が多くあったようで、その時の様子が詳しく記されている。

馮君とともに伊沢君を回拜す。伊沢君また詳らかに訳書の事を論ず。意、中日の力を合して、教科書を訳印し、而して板権（てきけん）の法制を定めんことを欲す。並びに教科書十四種を出だして見贈し、ために言えらく、中国の外国語を習うは、東文やや簡易なり、日本、近來要書ほほ備わり、徑を取るに尤も捷し、西文は則ち数年の内に能く精通する所に非ず、と。並びに言えらく、今日遽かに道德教育を忘忽すべからず、將來中学校以上、『孝経』『論語』『孟子』を講じ、然る後に群經に及ぶを必ず、と。その言極めて理致あり。^⑩

伊沢は羅振玉訪日の翌年に泰東同文局を設立し、以後約一〇年間に二〇種に及ぶ中国向け教科書を出版している。^⑪清末の教科書に日本からの影響を色濃く反映させた要因として、このように伊沢を始めとする日本の教育界が、中国の教育事業にきわめて「協力」的であったことを指摘しなければならない。^⑫だがここでさらに注目したいのは、伊沢が道德教育の重要性を説き、儒教經典の教授を強く勧めていた点である。この伊沢による提言は羅振玉に強い印象を与えたようで、晩年に記された回想記中で特にこれを振り返り、伊沢の「新智はもとより当に啓迪すべきも、国粹務めて宜しく保存すべし」という提言に、「予深くその言に服す」とあらためて記し、さらに張之洞による「奏定学堂章程」の読経科増設に影響を与えるとともに、自身も『教育世界』に論文を掲載して「国粹保存」を鼓吹し、ためにこの四字が一時に衆口にのぼった、とまで記している。^⑬

では、こうした伊沢の提言はそもそも何を意味するものだったのだろうか。ここで伊沢の経歴をもう少し振り返るならば、彼はかつてより国家教育社を組織し、「勅語」の普及に取り組みという国家主義教育の有力な推進者として知られて

おり、また一八九六年からは台湾総督府の学務部長として、儒教主義にもとづく徳育を台湾に施し、漢訳の「勅語」を頒布して、「不知不識の間に同一国に化」す、という植民地教育を行う者でもあった。^⑦ こうした伊沢の背景を併せて考えてみれば、先の羅振玉への提言もその意図がある程度理解されよう。つまり、儒教經典の教授にせよ国粹の保存にせよ、伊沢の意図は「勅語」の精神を中国にも扶植しようとすることにあった、と見られるのである。これはかつて儒教主義による教育を台湾で推進しようとした伊沢が、その理由として「教育勅語の一部分といふものは、今日迄台湾に行われて居る所の儒教に言うて居る所と、殆んど同じ御主意である」と述べていたことから察することができる。^⑧

さらにこの点に関して、羅振玉が帰国後『教育世界』に掲載した論文「学制私議」に着目したい。この論文は羅振玉が教育改革の方針を示したもので、具体的にはまず教育の宗旨として、①義務教育の普及、②儒教主義を守り、学と教を合一させる、③本国の言語を主とし、外国語を補助とする、の三点を掲げ、さらに教科書について、①「聖諭広訓」を修身道德の綱領とする、②四書五経を小中大学に配布し、小学四年以降順次経書を授ける、③各科の教科書は日本の教科書を藍本とする、の三点を掲げるものであった。^⑨ たしかに「国粹保存」というにふさわしい内容であるが、それは今措き、ここで注目したいのは「聖諭広訓」を修身教育の綱領としている点である。この「聖諭広訓」は、のちの「欽定学堂章程」および「奏定学堂章程」においても、教習・学生がそれを遵奉し、毎月朔に礼堂で宣読するよう規定されており、羅振玉以降、清朝の重視するところとなっている。いうまでもなく「聖諭広訓」は、雍正帝以降、清代の科挙体制のなかで長く遵奉されてきたもので、その意味で新学制のなかに取り入れられたとしても不思議はないのであるが、しかし羅振玉は、たんにこうした伝統の延長として「聖諭広訓」を重視したわけでは必ずしもなかったであろう。そもそもこの「聖諭広訓」の位置づけには、日本の「勅語」を彷彿とさせるものがあるが、つまり羅振玉のこの提起も、「勅語」を意識した上でなされたもの、と考えられるのである。そしておそらく、この背後にも伊沢からの影響が潜んでいたであろう。というのも伊沢は、「勅語」になぞらえるかたちで、「聖諭広訓」を教科書の綱領とするよう実際に中国側に薦めていたからであ

る。すなわち、羅振玉の訪日からほぼ一年後に、同じく張之洞の派遣で日本を訪れた繆荃孫と面会した伊沢は、彼の倫理書の編纂方法に関する質問に対し、日本の教科書が「勅語」の徳目に従い、その下に歴史や時事を材料に論じていることを紹介した上で、「中国に聖諭広訓あり、これにもとづきて以て書を成すはやや易し」と述べていたのである。^{②③}なるほど伊沢も「勅語」をそのまま中国側に薦めるわけにはいかず、いわばその代用として提起したものが「聖諭広訓」であったのだろう。

とはいえ、実際は前章で見た通り、「聖諭広訓」が修身教科書の綱領となることはなかった。これは科挙体制下で用いられてきた「聖諭広訓」が、「勅語」のもつ儒教主義と国家主義の両側面のうち、前者をよく体現できたとしても、「忠君」も「愛国」も謳わないそれによつては、後者を体現できなかったからであろう。しかしこれで「勅語」からの影響が途絶えてしまったわけではない。「勅語」はまた姿を変えて清末の修身教科書に影を落としていくのである。次にこの点を、日本からの影響を強く受けた最初の教科書といえる無錫三等公学『蒙学読本全書』について見ておきたい。^{②④}

『蒙学読本全書』は一九〇二年に文明書局より出版され、光緒新政の初期に影響力をもった教科書である。同書には随所に日本の教科書への言及があり、日本からの影響は明瞭である。同書は修身教科書というわけではないが、全七編のうち第四編全八二課が修身教材にあてられていた。そして、この修身部分の綱領とされたのが『論語』である。すなわち『論語』学而篇の一節、「子曰く、弟子、入りては則ち孝、出でては則ち弟、謹んで信、汎く衆を愛して仁に親づき、行いて余力有らば、則ち以て文を学べ」に依拠して、各課が構成されたのである。具体的にはまず「弟子入則孝」と掲げられ、そこに第一課「父母」、第二課「伯叔父母」等と「孝」に関連する例話が配され、次に「出則弟」と掲げられ、ここにも同様に「弟」に関連する例話が配されるという具合であった。

ではこうした特徴は、日本の教科書といかなる関係にあったのだろうか。同編の前言にはこれについて次のように明確に記されている。

ここに『論語』弟子一章を以て、これを提して綱と為す。先にこれを演ぶるに尋常の浅理を以てし、後に綴るに歴史故事を以てす。日本各学校修身の訓えは、教育勅語を以て本と為し、その義を衍きて以て条目と為す。この編はその例を師とす。

すなわち、同編の構成こそが日本の修身教科書に範をとったものだったのである。日本では「勅語」渙発後に、「勅語」本文に緊密に沿う構成をもった徳目主義教科書が多く編纂されたことは先述の通りだが、同書はそれに倣い、「勅語」に替えて『論語』を綱領として掲げたのである。つまり同書は、「聖諭広訓」ではなく『論語』を「勅語」の代用として採用したのであった。

しかし「聖諭広訓」同様、この『論語』の一節も国家主義的内容を表現するものではなく、以後の修身教科書でこれが再び綱領として取り上げられることはなかった。こうして、さらなる別の綱領が模索されることになるわけであるが、ここで新たに「発見」された綱領こそが、『最新修身』の「修身、齐家、治国、平天下」だったといえる。

そもそも『最新修身』の編纂には、日本人による直接の協力があった。一八九七年創業の商務印書館は、一九〇三年から約一〇年間、当時日本の教科書出版の大手であった金港堂と合弁していたのである。もともと先述の通り、『最新修身』は主に張元済によって編纂されたと考えられ、また奥付には編纂が商務印書館編訳所、校訂者が張元済、蔡元培、高鳳謙と記されるのみであった。ここで問題となるのは「商務印書館編訳所」の具体的構成員である。この編訳所は一九〇二年に設立されたが、当時の状況をよく示す蔣維喬の『編輯小学教科書之回憶』によれば、同所は所長張元済のもと、『合議制』にもとづいて編纂の「根本計画」が練られたという。

所謂根本の計画とは何か。当時編輯に参加した者は張元済、高鳳謙、蔣維喬、莊儉等で、ほぼ円卓会議のようにして、全員が一つずつ原則を出しあい、討論の価値があると皆が認めるものには、互いに詳細に議論し、一つの原則のために半日あるいはまる一日議論してようやく決着するのが常であった。

こうした徹底的な議論の末に、『最新修身』についてもその基本的な体裁や内容についての計画が定められたのである。

では、その「根本計画」を討議したメンバーについては、蔣維喬はここに見えるようにそれを「張元濟、高鳳謙、蔣維喬、莊俞等」としている。しかし、現在上海図書館に蔵される蔣維喬自筆の『編輯小学教科書之回憶』稿本によれば、彼のこの点をより明確に述べていた。該当箇所を原文で示せば、次のようである。

所謂根本之計画唯何？ 当時之参加編輯者、有張元濟、高鳳謙、蔣維喬、莊俞、長尾、小谷重、及翻譯劉崇傑共七人、略似円桌會議……。

長尾とは長尾甲、通称榎太郎、号が雨山、元高等師範学校教授、文部省図書審査官、小谷重も元文部省図書審査官、金港堂社員、いずれも教科書編纂の専門家である。^{②③} さらにこの稿本では、「長尾、小谷重、及翻譯劉崇傑共七人」の上に線を引き、「莊俞」の文字の後に「等」を挿入した跡を見ることが出来る。なるほどこの『編輯小学教科書之回憶』の初出は一九三五年で、日中間の時局が逼迫する時期にあたる。一九三二年の上海事変では、商務印書館は日本軍による爆撃を受け、甚大な被害も出している。日本人の名前を抹消したとしても無理はないだろう。もとより『最新修身』編纂当時においても、張元濟は「中国人」のための教科書編纂を唱え、翻訳教科書の使用には反対していた。^{②④} ナシヨナリティーを前面に出すためには、他国に倣うと同時に排除する必要があったのである。もともと、以上に見たように、「最新修身』の編纂に日本の専門家が参加していたことは疑う余地のないところである。^{②⑤}

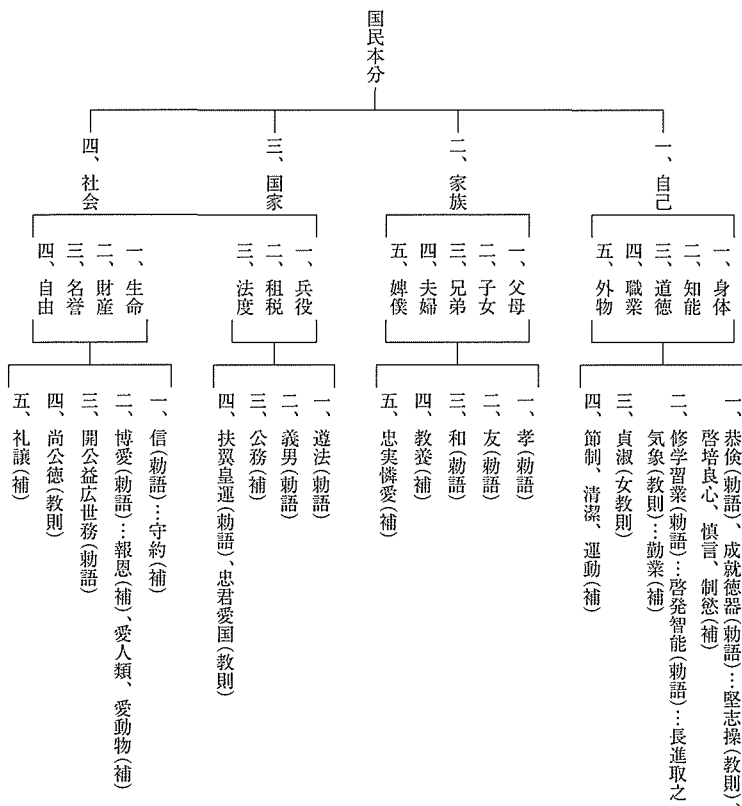
こうした日本人専門家による編纂への参加は、『最新修身』に日本の修身教科書からの強い影響を与えることとなった。そもそも同書に見えた豊富な挿絵や教授書の組み合わせといった特徴は、一見して当時の日本の教科書を彷彿とさせるものであったし、さらに徳目主義や循環教案法、個人、家庭、社会、国家という構成も、当時の日本の修身教科書で多く採用されていた方式であった。この点に関して、当時の蔣維喬の日記には、「日本人擬する所の蒙小学読本材料」という貴重な記録が残されている。^{②⑥} これは日本側が提示した教科書編纂の指針といえるもので、九科目についての内容および授業時間数が提示されている。その「修身」については、次のように記されていた。

きわめて簡略なものではあるが、日本側の編者が盛り込むべき徳目を直接に提示したものととして注目に値する。「待外国人之道」というのはいかにも外国人が提示しそうな内容であるが、その他は個人、社会、国家に関する徳目で、中国の従来の修身教科書に欠如しがちであった徳目をピックアップして提示したものと見ることがができる。これは当時長尾が、中国に最も欠けているものは「国がため軀を捐つ」る「国民」だとして、国民教育の必要性を強く訴えていたこととよく符合しているよう²⁸。これら日本側から提起された徳目は、ほぼ忠実に『最新修身』で採用されており、こうして従来の教科書ではそこに偏りがちであった家族に関する徳目の上に、さらに個人、社会、国家に関する徳目が増えられることで、『最新修身』の特徴的構成が生まれるにいたった、と見ることがができる。そしてさらに、「修身、齐家、治国、平天下」が、日本の「勅語」に相当する綱領として、この構成の上に「発見」されるにいたったのである。

こうして清末の修身教科書に共通する典型的パターンが生まれたわけだが、結局のところ当時の教科書は、その表面をいかに『大学』の一節で覆い、本文にどれほど中国の故事を盛ろうが、その根幹部分については、日本の「勅語」に由来する構成ならびに徳目に多く依拠していた。この点について、中国人の手になるおそらく最初の修身教授法の研究は、採用すべき徳目ならびにその分類を次のように具体的に論じており、ここから当時における修身教科書の編纂の様子をうかがうことができる²⁹。

徳目の分類は、古来説を為すこと一ならず。蘇格拉底ソクラテスはこれを分ちて敬神、節制、勇氣、正義の四徳と為し、柏拉圖プラトンは敬神を改めて智慧と為し、中世耶蘇教徒は復た加うるに信仰、希望、慈愛の三徳を以てす。近代に至りて海爾巴脱ヘルバルトは復た誠意、完全、好意、尊報、報償の五徳を列挙す。その中国に在りては、則ち智仁勇三徳の称あり、仁義礼智信五徳の称あり。日本小学校施行規則第二条は、徳目を列挙すること次の如し。曰く「尋常小学校は、その初め宜しく孝弟、親愛、勤儉、敬信マツ、義勇等に就きて、授くるに実行に適切な近易の事項を以てし、漸く進みて授くるに国家及び社会に対するの責務の一斑を以てし、以てその品位を高尚し、そ

図 修身教科書内容構成図



(出典) 舘辰「教授法教科書」,『直隸教育雜誌』丁未年第14期, 1907, 95~96頁。

の志操を堅固にし、かつその進取の氣象を助長し、その公德を崇尚するの心情を啓導し、その忠君愛国の意気を培養する有るに務むべし……」と。この言や、能く修身教授の内容を表明する者と謂うべし。然れども条挙臚列に過ぎずして、分類なお未だ明らかならざるなり。修身教授の方針を定めんと欲すれば、また預め道徳の分類を立て、その所属を明晰にせざるべからず。今、その旨に本づき、以て小学校のまさに涵養すべき所の徳目を区別せば、則ち大要四有り。(一) 個人的生活に属する者。摂生、勤勉、節儉の如きは是れなり。(二) 家族的生活中に属する者。孝悌親愛の如きは是れなり。(三) 社会的生活中に属する者。友誼、信実、恭敬、博愛の如きは是れなり。(四) 国家的生活中に属する者。忠君、愛国、義勇、奉法の如きは是れなり。……修身を教授する者

は、必ず前記四種の範囲に合わせ、賅括して漏らす母かれ。

そもそもこの文章自体が日本の修身教授法を下敷きにして書かれたものとも考えられるが、それにしても日本の「小學校令施行規則」(一九〇〇)に見える徳目を特に評価し、またその徳目を「個人」「家族」「社会」「国家」という、これも日本の修身教科書で「勅語」に沿うかたちで採用されてきた構成に従って分類しようとしている点が注目される。

さらに、当時の教科書編纂の方法をより明快に示すものが、(図)に示した修身教科書の内容構成図である。これは教授法教科書のなかで、修身教材編纂の際の参考となるように示されたものであるが、注目すべきは各徳目の出典が明記されていることである。「勅語」は「教育勅語」、「教則」「女教則」は先述の「小學校令施行規則」第二条、「補」は著者によって補われたものである。この図から明確に読み取れるように、たとえ「中国人」を養成するために編纂される教科書であっても、その根幹となる徳目や構成は、「勅語」にもとづく日本の修身教育に多くを拠っていたのである。

- ① 唐沢富太郎「教科書の歴史」(創文社、一九五〇)、海後宗臣・岸井勇雄「修身教科書総解説」(海後宗臣編「日本教科書大系 近代編」第三卷、講談社、一九六四)。
- ② 海後宗臣「教育勅語成立史の研究」(今「海後宗臣著作集」第一〇巻、東京書籍、一九八一)。
- ③ 井上哲次郎「勅語衍義」(今国民精神文化研究所「教育勅語漢文関係資料集」第三卷、一九三九)。
- ④ 松本三之介「家族国家観の構造と特質」(同「明治思想における伝統と近代」東京大学出版会、一九九六)。また石田雄「家族国家観の構造と機能」(同「明治政治思想史研究」未來社、一九五四)参照。
- ⑤ 海後宗臣・吉田熊次「教育勅語漢文以後に於ける小學校修身教授の変遷」(今前掲「海後宗臣著作集」第六卷)、五二〇頁より転載。
- ⑥ 前掲「修身教科書総解説」、六〇二―六〇六頁。
- ⑦ 個人、家庭、社会、国家という日本の修身教科書の構成も、その原型はフランスのボンヌの著作を訳した箕作麟祥「泰西勸善訓蒙」(一八七二)にあつたといえる。その前編上中下巻は、第一篇「勸善学ノ大旨」、第二篇「天ニ対スル務」、第三篇「自己ニ対スル務」、第四篇「人ニ対スル務メ」、第五篇「族人ニ対スル務」、第六篇「国ニ対スル務」によって構成されている。「勅語」以降の教科書はこうした構成を参照しつつも、「天ニ対スル務」を削除し、「勅語」が教学の根本に据える「団体」に従って「国家」を最上位に描いたのであつた。清末の修身教科書はこの日本でアレンジされた構成を採用したといえよう。
- ⑧ 本稿との関係でいえば、汪婉「清末中国対日教育視察の研究」(汲古書院、一九九八)が後述する羅振玉の日本視察も含めて、周到な研究を行っている。羅振玉一行の視察が張之洞の教育改革に与えた影響を説いて詳しい。

- ⑨ そもそも同書は戊戌政変後に「毀版」となっている。竹内弘行「康有為『日本書目志』の一考察」（『名古屋大学文学部研究論集（哲学）』四九、二〇〇三）参照。
- ⑩ 川尻文彦「教育論と思想史——近代中国の場合——」（『帝塚山学院大学研究論集』三二、一九九七）は戊戌期の教育改革へのヨーロッパモデルからの影響に注意を喚起している。
- ⑪ 同誌は発行部数こそ多くなかったのだが（羅繼祖「庭間憶略」、今同『蜂寄留痕』上海古籍出版社、一九九九、二六頁）、上海を中心とする教育界への影響は決して小さくなかった。本稿との関係でいえば、『最新修身』の編纂に関わった高鳳謙は創刊当初日本人の翻訳員にあたったいたし、張元済もこの頃同誌に論文を寄せている。
- ⑫ 『張之洞全集』（河北人民出版社、一九九八）巻一四七、「札羅振玉等前赴日本編訳教科書並派劉洪烈赴日本考察教法、管學事宜」。
- ⑬ 『扶桑兩月記』、光緒二十七年（一九〇一）年十二月初七日。
- ⑭ 埋橋徳良「日中言語文化交流の先駆者——太宰春台・阪本天山・伊沢修二の華音研究——」（『白帝社』一九九九）第三章第八節。また李鵬「伊沢修二の漢語研究」（『天理大学学报』一九六、一九八、二〇〇一）は、伊沢が嚴修の協力を得て企画した『東亞普通読本』を発掘し、分析を加えた貴重な研究である。
- ⑮ 当時の教育界におけるアジア認識については、尾崎ムゲン「教育雜誌にみるアジア認識の展開——一九〇〇年代はじめの『教育時論』を中心に——」（『古屋哲夫編』『近代日本のアジア認識』緑蔭書房、二〇〇一）参照。
- ⑯ 羅振玉「集蓂編」、「貞松老人遺稿甲集」（一九四一）、今『雪堂自述』（江蘇人民出版社、一九九九）。また前掲『清末中国対日教育視察の研究』、二四一～二四二頁。なお説経料は清末の道德教育における修身科と並ぶもう一方の柱で、とりわけ『奏定学堂章程』では、この科に多くの授業時間数が割かれ、きわめて高い比重が置かれた。この説経強化、伝統重視の流れは、戊戌期から光緒新政期にかけて修身教科書が伝統的色彩を強めていく過程とパラレルな関係にあったと見ることができるともより張元済は学堂でむやみに四書五経を読むことには反対し、羅振玉、張之洞とは立場を異にしていたのであるが、かつて反対性、封建性の表われとしてとらえられてきた張之洞の一連の施策については今日見直しが進み（例えば近年では、羅志田『國家与學術——清季民初関于『国学』的思想論争——』三聯書店、二〇〇三、第三章）、多く国民統合との関連から理解されるようになってきている。こうした理解によれば、張元済と羅振玉および張之洞との間の隔たりは、必ずしも大きなものではなかったであろう。
- ⑰ 「新版図人民教化の方針」（『伊沢修二選集』信濃教育会、一九五八）。
- ⑱ 「台湾公学校設置に関する意見」（同前）。
- ⑲ 「学制私議」、「教育世界」第二四号、一九〇二。
- ⑳ 前掲『日遊叢編』、「日本考察学務遊記」、光緒十九年正月二八日。
- ㉑ 無錫三等公学堂編輯、金匱僉復代表、光緒二十八年初版、文明書局発行。同書はこれより先に文瀾書局から出版されていたというが（前掲『教科書之発刊概況』）未見。
- ㉒ 第二章註②および前掲「編輯小学教科書之回憶」参照。
- ㉓ 前掲「初期商務印書館研究」参照。また同書は商務印書館の教科書編纂が日中共同で進められたことについても多くの重要な点を明らかにしており、併せて参照されたい。本稿では特に『最新修身』の編纂過程に即して見ていくこととする。
- ㉔ 第一章註④参照。
- ㉕ 殊に中国の学問芸術に関して内藤湖南、狩野直喜と並び称された長尾雨山については（長尾雨山『中国書畫話』筑摩書房、一九六五所収

の吉川幸次郎「解説」、その伝記も少なくない。前掲「初期商務印書館研究」はこれら諸研究をふまえて詳しい。

②⑥ 前掲「答友人問學堂事書」。

②⑦ この点をさらに裏付けるものとして、筆者が入手した『最新修身教科書』第一冊、光緒三一（一九〇五）年二月三版では、扉に校訂者として小谷重、長尾根太郎の兩名が、高鳳謙、張元済と並んで列ねられている。初期の版では、このように小谷、長尾両者の名も掲げられて

おわりに

戊戌期の教科書である『蒙学課本』は、「天」を措定することによって、その下における平等ないしそれに賦与される権利確立への契機を内包しえた。つまり『蒙学課本』では、人々はいわば「天民」として、「シチズン」へと向かう可能性を有していたのである。しかし、そのシチズンシップはそれ以上展開することなく、光緒新政期以降の教科書では「国」が最上位に措かれ、そこで人々は「国民」として、「ナショナル」な性格が強調された。つまり、伝統色が強められ、「中国人」としてのアイデンティティが注入される一方、個人および家族が国家へと収斂される「家族国家」観のもと、個人には国家への家族同様の献身が求められることとなったのである。

もとより、こうした変化を歴史の後退とみなすことはよもやできまい。むしろこの間の変化は、当時認識された世界に対応していくための戦略上の転換とでもいうべきで、列強に対する危機感がますます深まるなか、それに対抗する手段として国家への凝集力が高められていったのである。この意味で、いかに清末の教科書がシチズンシップを欠き、伝統的色彩を帯びていたとしても、それは西洋近代に対抗するまたひとつの「近代」を描くものであっただろう。

そして、この変化の背後で、中国に新たな戦略を提供したのが日本であった。当時、日中間の教科書編纂における緊密な「協力」を通じて、日本の学校教育における精神的支柱であった「教育勅語」は、清末の修身教科書の上に確実にその

いたのであろう。

②⑧ 蔣維喬「鶴居日記」（手稿本、上海圖書館藏）、光緒二九（一九〇三）年一月二五日。同資料の全文は前掲「初期商務印書館研究」、一七七―一八〇頁が紹介する。

②⑨ 長尾雨山「対答問第四」、『東方雜誌』第五期、一九〇四。

③〇 著者不明「修身教授法」、『教育世界』第八六―八八号、一九〇四。

影を落としたのである。もっともそれは直接的な影響ということではできない。ここでは模倣と同時に排除するというべき相反する力学が働いていたのであり、「勅語」に由来する構成ならびにその断片である徳目が清末の修身教科書で多く採用されたのである。とはいえ、その断片をもとの構成に注意しながら再度組み立て直すというパズルゲームの結果出来上がったものが、中国的伝統色を重んじる『大学』の一節だったにせよ、やはりそこには「勅語」と相い通じる性格を認めることができた。すなわち、「国」に至上の価値を与え、家族や個人をそれに従属あるいは一体化させる「家族国家」観がそれである。こうして「勅語」からの影響のもと、清末の教科書においては、「ナショナル」であつても「シチズン」ではない「国民」像が描き出されることとなり、その「国民」には「国」のために命をも捧げることが期待されたのである。^①

さて、こうした「国民」像がのちの中国に与えた影響は、決して小さいものではなかっただろう。そもそも清朝は、この「国民」を創出するために皇帝権力の源泉たる「天」の放棄を強いられ、最終的に崩壊へと向かったのである。しかし、この「国民」像までもが清朝の崩壊とともに消え去ってしまったわけではない。辛亥革命を経た民国初期の教科書にも、この「国民」像は基本的に継承されていったのである。すなわち、「教科書革命」を掲げて民国元年に設立された中華書局の「中華教科書」、ならびに商務印書館の「共和国教科書」のいずれもが、各徳目から「国」を頂点とする全体の構成にいたるまで、清末の教科書をほぼ踏襲していたのである。もちろん「忠君」に関する徳目がなくなつて、「自由」「平等」「選挙」「議員」といった徳目が加わったことは、「教科書革命」と呼ぶにふさわしい、シチズンシップの出現を表現するものであつた。とはいえ実際のところ、これら教科書のなかでは、大多数の「愛国」や「報国」、「救国」といった徳目が、ごく少数の「自由」「平等」といった徳目を完全に圧倒していたのである。つまりこのシチズンシップは、国家の主体的担い手を生み出すための手段に過ぎなかつたのであり、最終的に「国」へと収斂されていく点で、清末の教科書と大きく異なるところはなかつたのである。^③

本稿では教科書に現れる「国民」像について見てきたが、最後に留意すべきは、こうした「国民」像がそのまま実際の国民を生み出したわけでは必ずしもない、ということである。この間を究明しようとすれば、学校教育および教科書の普及状況がどのようなものであったかがまず問われなければならないし、同時にこれら教科書がどのように読まれていったのかも問われなければならないだろう。また民国期以降を展望しようとするならば、このうち展開するデモクラシーとサイエンス、「世界主義」を掲げた新文化運動が、学校教科書にどのような影響を与えたのが当然問われなければならない。ただ、いまあえて見通しを示しておくならば、この「国民」像は、民国期以降もたえず外圧が存在するなかで、その影響力を増大させこそすれ、低下させることはなかったのではないか。そしておそらく、日本が教科書ではなく、武器を携えて中国へと向かった時、その影響力は頂点へと達するのであろう。

① この点、清末における「死」とその意味づけをめぐる包括的な考察を行う吉澤誠一郎「愛国ゆえに死す——政治運動における死とその追悼——」（同）『愛国主義の創生——ナショナリズムから近代中国を見る——』岩波書店、二〇〇三）参照。

② 陳懋功・汪湧編『中華初等小学修身教科書』中華書局、民国元（一九一二年）一月初版、戴克敦・沈頤編『共和国教科書新修身』商務印

書館、民国元年六月初版。

③ ここでは、沈松僑「國權与民權——晚清的「国民」論述、一八九五——一九一一——」（『中央研究院歷史語言研究所集刊』第七三本、第四分、二〇〇二）が指摘する、「國權」と「民權」の相互補充関係を想定することができよう。

（名古屋大学文学研究科大学院研究生）

becomes apparent that there is a pressing need to reassess the conventional view that modern Japanese educational administration was based on “concepts of public safety.”

Late-Qing 清 Textbooks on Ethics and Meiji Japan

by

TSUCHIYA Hiroshi

Late 19th and early 20th century China experienced large-scale reform of Qing Dynasty policies in such areas as government administration, taxation, and administrative structure. In the last years of the dynasty, reform extended to include marked shifts in the traditional educational system. The aim of these educational reforms was to replace the existing educational system designed for the elite, which had traditionally been based on the civil service examination system, the *keju* 科举, with a system of education for the masses. Reform was implemented with a particular focus on modifying the compulsory education in elementary schools. The central tenant of these reforms was to raise national conscience among the masses with careful consideration given to the introduction of the subject of ethics. This article examines the image of ideal national character as projected through these ethics textbooks for elementary school students during this period of reform.

The birth of the ethics textbook in China occurred in the Xinzheng 新政 reform period at the beginning of the 20th century. Although ethics became established as a formal subject at this time, the subject of ethics was rooted in the Wuxu 戊戌 reform period at the end of the 19th century. Forerunners of the textbooks had been compiled during the Wuxu period, the most famous of them being the *Mengxue keben* 蒙学课本. The most prominent feature of this textbook was the primary focus on the concept of Tian 天 (Heaven, God) in moral education, instituted by the editors under the influence of western textbooks for children. The position and significance of heaven was that it stood above the people and conveyed an idealized image of strength, granting the people equality and rights. The people were therefore considered citizens under Tian, and did not share a sense of nationalism, viewing themselves as citizens of the nation of China.

During the Xinzheng reform period of the early 20th century, ethics textbooks

came to be published in earnest. The *Zuixin xiushen jiaokeshu* 最新修身教科書, published by the Commercial Press, and *Chudeng xiaoxue xiushen jiaokeshu* 初等小学修身教科書, published by the Qing education department, are representative of the textbooks published during this period. An important feature common to both of these textbooks was that Tian was thoroughly disregarded and, in its place, *guo* 國, the nation, was established as the foundation of moral education. Subsequently, the ideal image of a person became extremely nationalistic, reflecting his/her existence as a member of the community, in the form of the *guo* for which one might sacrifice his/ her life.

Thus, between the Wuxu and Xinzheng periods, the focus of the textbooks changed. This change was further influenced by ethic textbooks of Meiji Japan. In the early years of the 20th century, the number of Chinese students in Japan increased very rapidly, and a great number of Qing bureaucrats visited Japan to observe educational facilities. Furthermore, a Japanese mission of government bureaucrats and educators visited China to “cooperate” in the educational reform of China. Through such contacts between China and Japan during this period, the ethics textbooks of Japan exerted influence on educational policies in China. Especially worthy of note is the fact that the “Imperial Rescript on Education” 教育勅語, which had served to strengthen nationalism in Japan, also influenced ethics textbooks in China.

The new image of the people of the nation brought about by Japan essentially formed the ideological foundation of textbooks of the Republic of China after the Xinhai revolution 辛亥革命. Therefore, the “modern age” of Chinese education, and subsequent nationalism began with the influence of both Western and Japanese educational policies and was facilitated by the Chinese policy that shifted from Tian (heaven) to *guo* (the nation) as the basis of moral education.

The Formation of the Polish Resettlement Corps by the Attlee Government, 1945-1946

by

MIZOKAMI Hiromi

As a result of World War II, Poland lost much of its eastern territory to the Soviet Union, in return for substantial accessions of territory in the north and